

『歎異抄』の「右斯聖教者…」の付文と禁書説について

田代俊孝

はじめに

蓮如書写本の『歎異抄』には後序の後に「流罪の記録」が記され、その後に「右斯聖教者 為当流大事聖教也 於無宿善機 無左右不可許之者也」と付され、「釈蓮如 御判」と署名されている。この付言をめぐって、本願寺は『歎異抄』を禁書にして公開することを憚り、その後、明治の教学者によって公開されたとするいわゆる禁書説が吹聴され、そのように書かれた『歎異抄』の解説本も多く出版されている。

明治の近代教学者の主体的な理解による信仰書としての『歎異抄』解釈は、各方面に大きな影響を与え、すでに岩波文庫の金子大栄校訂の『歎異抄』は版を重ね百刷を超えている。そのことは、事実であるが、江戸期に禁書であったのかどうか、また、なぜ蓮如はこのような付文を添えたのか、解明されねばならない。

これについて、筆者は一九八七年『浄土真宗現代法話大系』第十六巻収載の『歎異抄』の解説⁽¹⁾において、

『同朋学園仏教文化研究所紀要』第五号収載の「歎異抄異本研究」⁽²⁾の史料をもとに禁書説を否定した。その後も何人かが、禁書説否定の論考を発表している。⁽³⁾ただ、筆者の見解は、内容的には、『歎異抄』写本の書誌、刊本の刊行史、蓮如における「無宿善の理解」、蓮如書写の『末灯鈔』の付文などを根拠に論じたが、法話大系の解説であり、論文ではなかったために、学術的分野ではあまり、目に留めていただけなかった。したがって、新たに、本願寺の聖教相伝のあり方などの視点を含めて、改めてそのことを論じてみたい。

1、禁書説について

さて、『歎異抄』については、時代的に二つの禁書説がある。第一は、蓮如以前の禁書説である。つまり、成立後に禁書にされ、蓮如によって公開されたとするものである。

了祥の説によれば、河和田の唯円が『歎異抄』を著したとされる。そして、その直後に禁書にされたと考えられている。その理由については、正安三（一三〇一）年に起きた唯善の大谷横領事件に連座して、唯善と近い関係にあった「唯円」の名が教団から抹消されたことによるとされるのである。

唯善の陰謀とは、『存覚一期記』や専修寺蔵の「言上書」によれば、大谷の敷地について、父禪念から唯善宛の譲り状があると称して安堵の院宣を得ようとしたことで、結局、失敗におわった。⁽⁴⁾

唯善と唯円の関係については、『親鸞門弟交名牒』（妙源寺本）に、唯円の弟子に唯善があり、その唯善について

「背亡母覚信寄附旨押妨上人影堂之間自総門弟等中永削当流号了」⁽⁵⁾
と註記されている。

つまり、唯円の門下に大谷横領の張本人である唯善が出たため、その責任を師事した唯円に連座させているものと考えられる。それゆえ、唯円の名を抹消し、『歎異抄』をも禁書にしたと言う見解である。そして、その後、蓮如が内容のすばらしさからそれを公開したとするものである。現実には、蓮如本が最も古く、それ以前のものが残らないため、そのことを結論付けることはできない。しかし、今日残っている写本の多くが、蓮如本の系統でもあり、蓮如が再発見し、流布しなければ今日の我々すら容易に『歎異抄』を目にすることは出来なかったであろう。その意味で、蓮如の再発見と再評価は意義深いことである。

つぎに、蓮如以後の禁書説である。「右斯聖教者 為当流大事聖教也 於無宿善機 無左右不可許之者也」との付言を根拠に、蓮如ないしは、それ以後の本願寺は『歎異抄』を禁書にして公開することを憚ったとする禁書説である。

この点について、以下、二つの立場から見みたい。まず、江戸末期以前の『歎異抄』の写本・刊本を調べ、実際に禁書になっていたかどうか、次に、文中の「於無宿善機 無左右不可許之者也」の意味する所を確認してみたい。

2、『歎異抄』の写本・刊本について

江戸末期以前の『歎異抄』の写本・刊本については、織田顕信が一九八〇年から行なった調査研究の報告を一九八三年の『同朋学園仏教文化研究所紀要』第五号に『歎異抄異本研究』として掲載している。この研究は、同研究所のスタッフ総員で東海地方の主要寺院を中心に調査し、新たに発見したものをマイクロフィルムに収め、蓮如本、専精寺本（『真宗聖教全書』などでは、「天正十三年」の書写とされていたが、「永正十三年」の書写の写しと判明した）、未公開の大谷大学三舟文庫本、それに新たに発見した蓮生寺本の対校をし、解説を加えたものである。筆者も当時、研究員として研究に参加した。

それによると、写本は以下のとおりである。

- ①蓮如本（西本願寺蔵）
- ②端の坊旧蔵 永正十六年本（大谷大学蔵）
- ③端の坊旧蔵 別本（大谷大学蔵）
- ④毫撰寺本（兵庫県毫撰寺蔵）
- ⑤光徳寺本（大阪府光徳寺蔵）
- ⑥妙琳坊本（大阪市妙琳坊蔵）

⑦ 龍谷大学本 (龍谷大学蔵)

⑧ 専精寺旧蔵本 (橘氏蔵) 以上、内容がすべて公開されている。

⑨ 常楽寺本 (京都府常楽寺蔵)

⑩ 上宮寺本 (愛知県上宮寺蔵)

⑪ 真光寺本 (和歌山県真光寺蔵)

⑫ 真光寺別本 (和歌山県真光寺蔵)

⑬ 円照寺本 (滋賀県円照寺蔵)

⑭ 実悟抄出本 (西本願寺蔵)

⑮ 泉福寺本断簡一葉 (泉福寺蔵)

⑯ 慧空本 (大谷大学蔵) 以上『古写・古版真宗聖教現存目録』およびその追加である『古写・古本真宗聖教現存目録』による。

⑰ 岸部武利蔵本 (『真宗史料集成』所収聖教目録)

⑱ 名願寺旧蔵本 (龍谷大学 慶安二年写 姫野誠二 その他)

⑲ 竜野文庫本 (兵庫県竜野図書館 正徳五年写 『国書総目録』)

⑳ 恵山写本 (大谷大学円光寺文庫目録)

㉑ 慧琳校合本 (大谷大学『香月院文庫目録』)

『歎異抄』の「右斯聖教者…」の付文と禁書説について

- ②② 香月院文庫本 (大谷大学『香月院文庫目録』)
- ②③ 三舟文庫本 (大谷大学『三舟文庫貴重図書展観目録』)
- ②④ 播州真光寺本 (兵庫県真光寺蔵 多屋頼俊『増補 歎異抄新註』)
- ②⑤ 日比谷図書館本 (昭和四四年刊『特別買上文庫目録』) 以上各種目録・文献の紹介による。
- ②⑥ 蓮生寺本 (静岡県蓮生寺蔵 室町末写本)
- ②⑦ 安福寺本 (岐阜県安福寺蔵 延享五年 先啓了雅写本)
- ②⑧ 光善寺本 (大阪府光善寺蔵 延享頃 一玄写本) 以上、同朋学園仏教文化研究所調査にて新発見
- ②⑨ 福乗寺本 (兵庫県福乗寺蔵) 『改邪鈔』抜書と同本 矢田了章編『歎異抄影印集成』による。(6)
- 次に、刊本として
- ① 『歎異抄私記』上中下 円智 寛文二年・五年刊
- ② 『歎異抄』一冊 元禄四年刊
- ③ 『首書 歎異抄』上下 玄貞 元禄十四年刊
- ④ 『歎異抄』(『真宗法要』所収) 西本願寺 明和二年刊
- ⑤ 『歎異抄』(『真宗仮名聖教』所収) 東本願寺 明和二年刊
- が上げられる。このほか学寮等の講義録として、今日でもその研究の必読書とされる香月院深励の『歎異抄講林記』、妙音院了祥の『歎異抄聞記』『歎異抄耳喰』などがあり、東本願寺の高倉学寮をはじめ地方学場の講義録が

数多く残る。東本願寺系に多いのは、『歎異抄』の位置付けが両派で異なったためと思われる。

このように、江戸末期までにこれほど多くの写本・刊本・講義録が残されているものは、他の著作についてあまり例をみない。もし、本書が禁書とされ、本願寺の奥深くに仕舞い込まれたとするのは、まったくの誤りである。

3、「無宿善の機」について

されば、「於無宿善機 無左右不可許之者也」をどう理解すればいいのであろうか。

まず、蓮如自身の解釈を尋ねてみたい。『御文』（三・十二）には、

夫当流の他力信心のひととほりをすゝめんとおもはんには、まづ宿善・無宿善の機を沙汰すべし。されば、いかにむかしより当門徒にその名をかけたるひとなりとも、無宿善の機は信心をとりがたし。まことに宿善開發の機はをのづから信を決定すべし。されば、無宿善の機のまへにをひては、正雜二行の沙汰をするときは、かへりて誹謗のもとひとなるべきなり。この宿善・無宿善の道理を分別せずして、手びろに世間のひとをもはごからず勸化をいたすこと、もてのほかの当流のおきてにあひそむけり。されば『大経』に云、「若人無善本、不得聞此経」ともいひ、「若聞此経、信樂受持、難中之難、無過斯難」ともいへり。また、善導は「過去已曾修習此法、今得重聞、則生歡喜」とも釈せり。いづれの経釈によるとも、すでに宿善にかぎれりとみ

『歎異抄』の「右斯聖教者…」の付文と禁書説について

えたり。しかれば、宿善の機をまもりて、当流の法をばあたふべしときこえたり。このをもむきをくはしく
存知して、ひとをば勸化すべし。⁽⁷⁾

と述べる。また、『第八祖御物語空善聞書』には、

聖教をわたくしにいづれをも、かくべきやうにおもへり、機をまもりてゆるすことなり。(中略) 聖教をお
しむは、よくひろめんがため也⁽⁸⁾

さらに、文安四(一四四七)年蓮如上人書写本『末燈鈔』の巻末には自筆で

可秘可秘而已⁽⁹⁾

と書かれている。

上の『御文』では、「無宿善」とは、『大経』によって「無善本」を意味し、善導によつては善本とは「過去
にすでに此の法を修習す」ることを意味している。つまり、仏に成るための善き本(根本になるもの、心根、種)
或いは、過去に仏法を修習したものとの意味になる。すなわち、「宿善の機」とは、過去に仏法を学んだ者、あ
るいは仏法を学ぶ、或いは信心獲得の心根を持っている者と云う意味になる。

ところで、此れに先立って覚如の『口伝鈔』には、

雖然於此書者守機可許之、無左右不可令披閱者也。非宿善開發之器者、痴鈍之輩定翻誹謗之層歟。⁽¹⁰⁾

とある。蓮如はこれに習ったとも考えられる。いづれにしろ、「仏法を学ぶ、或いは信心獲得の心根を持ってい
ない者」「宿善開發の器に非ざる者」には、みだりがましく見せるべきではない。機を守って見せるべきである

との意である。決して秘事にしたわけでもなく、秘本にしたわけでもない。逆からいえば、「仏法を学ぶ、或いは信心獲得の心根を持つて」、あるいは、「宿善開発の器」となって見るべきであるとの心得を示したともいえる。さもなくば、誹謗正法の大罪を犯すことになるからである。

4、相伝における「機を守りて許す」とは

一方このことは、付属・相伝と云うことからすれば、当然であり、その伝統が守られているといってもよい。

思えば、法然の『選択集』は六人の高弟にのみ付属（相伝）されたものであり、その末尾には、

庶幾はくば、一たび高覽を経て之後、壁底に埋みて、窓の前に遺すこと莫れ。恐らくは破法之人をして悪道に墜せしめざらんがため也。（原漢文）⁽¹⁾

と書かれている。すなわち、「破法之人をして悪道に墜せしめざらんがため也」に、機を守って付属（相伝）していると考えられる。『教行信証』と同様であり、本来、親鸞から相伝されたものである。それゆえ、板東本には、性信、蓮位、明性などの名が袖に書かれているのであろう。しかし、この相伝や口伝の儀式は公開されており、秘密を保つものではない。また、権威をもたせるためのものでもない。

しかし、一方では、ちょうど『選択集』が法然滅後、直ちに開板されたように、正応四（一二九一）年、親鸞『歎異抄』の「右斯聖教者…」の付文と禁書説について

滅後三十年で、いわゆる『教行信証』正応板が開板されている。その後も、江戸時代に寛永十三（一六三六）年、正保三（一六四六）年、明暦三（一六五七）年以前、寛文九（一六五九）年、同十三（一六七三）などに刊行、重版されている。⁽¹²⁾ このころは、相伝とこのような流布が並行しており、相伝だからといって秘本にされたわけではなく、相伝によって正しい理解が保たれたのである。相伝とは、決して秘伝ではなく、読み方の伝授であり、社会への公開を妨げるものではなかった。住田智見の「『教行信証』拝読及び研究の沿革」には、

宗祖聖人御在世中は、御真本の書写を許され、其れを以つて宗義伝持の心印とせられたように見ゆる。寛元五年二月、弟子尊蓮が御親筆本を拝写したること、寛永本、正保本の「信巻」本の奥に見えてある。（略）

また同じく「信巻」の奥には、覚如上人の高弟乗専が尊蓮書写の本を転写し、更に松影助阿の本を以て校合したことも記してある。然るに覚師四十二歳越前へ御下りの節、大町の如道が御本書の伝授を願ひ出たるに、特に存覚師に命じて授けられたることが『存覚一期記』中巻「応長元年五月の条」に見えたり。思うにこの伝授は、書を授けると読方を教ゆるのと両方を兼ねたものと見て好かるう。⁽¹³⁾

とあり、聖人御在世中は、御真本の書写を許されれば、其れを以つて宗義伝持の心印とされたこと、また『存覚一期記』中「応長元年五月の条」に、覚如の高弟乗専が尊蓮書写の本を転写し、さらに松影助阿の本をもって校合したと記してある。そして、覚如が存覚に命じて大町如導に伝授したこと、さらに、その伝授が、書を授けるのと、読み方を教えるのと両方を兼ねたものであると記されている。「また、この伝授の作法、或いは拝読の便宜のためとて、御延書本が出来たのであろう。」（同書）と記す。また、伝授が「宗祖当時からであったこと」、

「他流他派などの誹謗を招くようなことや、種々の意義を生じたる所より、その伝授の機を見て授くることとなつてその作法らしきことも出来たのであろう」（同書）とも記す。さらに、鷲尾教導の『伝授私考』に掲載される「御本書伝授式」を紹介している。⁽¹⁴⁾これによつて西本願寺第十二世准如、第十三世良如の時代の伝授作法が知られる。

また、大谷派にあつては、丹山順芸による『教行信証伝授記録』一卷（大谷大学図書館蔵）がある。本書は天文五（一五六三）年三月に記したもので、本宗寺乗燈より、慈敬寺乘賢への伝授の記録である。それには、

器を遠慮する大事

聖言 随器開導授与経法文師釋因人重法故矣大祖聖人已來嫡子庶子、男女を不論、伝授は器を守るを肝要とす。人の生前に差異ありて、或は深智、博覧の機質あり、或は鈍根淺識の生得あるへし、所詮たゞ敬信教行証の器 宿善の機なり を感察して其人にあらされは、授与口伝なきこと代々分明なり、必ず其家を執し想惑して恩愛の一旦に着し、不器の手前へ、卒忽に伝授せば、却て輕慢を生し、果して誹謗毀破の基たるへき 条勿論あり、仮令また全く其機たりとも、年序三十已上には不過古実なり、深く思慮を積て、其器を用心底を待て相伝せよ云々⁽¹⁵⁾

とあり、そして、「教行信証伝授の法式」として十三か条に及ぶ次第、心得が記されている。ここでは、相伝のためには、「伝授は器を守るを肝要とす」というとともに、器を遠慮することも大事であるとす。

また、「『教行信証』拝読及び研究の沿革」によると、徳成寮司の筆記で香月院が講説の中で貞享三年丙申に一

如上人のとき、本山御堂の北の飛檐の間で在京の御堂衆が聴聞する中で、広文類の訓読がなされたとの記録が残っているという。

従って、『教行信証』においても、機を守って相伝していたからといって、秘本にされていたわけではなく、『教行信証』を含めて、伝授式そのものも公開されていた。それゆえ、多くの写本があり、幾種もの刊本が、刊行されたのである。

「器（機）を守りて法を許す」とは、蓮如が言うように、どこまでも、無宿善の輩の曲解、すなわち、破法の人が曲解して、誹法の罪を犯したり、驕慢になることを恐れてのことである。それゆえ読み方を指南するために、機を守って伝授されたのである。逆に言えば、宿善篤き心、つまり仏法を学ぶ心根をもって学べという学ぶ側のあり方をいっているのである。

むすび

以上、『歎異抄』巻末の蓮如の付文と禁書説について考察してきた。「於無宿善機 無左右不可許之者也」を禁書の根拠とすることは、まったくの誤認といわざるをえない。誹法、驕慢をさけて、聖教を正しく伝えるには、機を守って相伝を許すことは、当然である。だが、そのために『歎異抄』においても『教行信証』においても禁

書になっていたわけではない。数多くの写本や刊本が出され、しかも、『教行信証』の相伝の儀式が公開されていたことからしても決して秘とされていたわけではなく、逆に進んで公開されていたと言っても過言ではない。

『歎異抄』の付文は、宿善篤き心、つまり仏法を学ぶ心根をもって学べという学ぶ側のあり方、読み方を示したものである。『歎異抄』には、一見誤解されやすい表現が多々ある。読み方を知らなければ、間違いを犯すことは必然であり、真意が理解できない。そのためにも、読み方の指南が必要だったのである。そして、この伝統の上に、今なお『歎異抄』が多くの人によって読み継がれているのである。

註

- (1) 『浄土真宗現代法話大系』第十六卷四三六頁（一九八七同朋舎）
- (2) 共同研究「歎異抄異本研究」（代表者織田顕信）（『同朋学園仏教文化研究所紀要』第五号、一九八三年同研究所発行）筆者もこの研究に参加。
- (3) 林智康『蓮如教学の研究』（一九九八年永田文昌堂）一四〇頁、金信昌樹「蓮如奥書「右斯聖教者」為当流大事聖教也 於無宿善機 無左右不可許之者也」について」（矢田了章、林智康編『歎異抄の教学史的研究』二〇〇七年、龍谷大学 仏教文化研究所刊）九〇頁など。そのほか西田真因などもこの説に立つ。
- (4) 細川行信『大谷祖廟史』（一九六三年東本願寺出版部）六三頁参照。細川氏の詳細な論考があり、今はその節に従うこととする。
- (5) 細川行信『真宗教学史の研究1歎異抄・唯信鈔』（一九八一年法蔵館）二八頁参照
- (6) 矢田了章編『歎異抄影印集成』（二〇一四年 同刊行会）
- (7) 『真聖全』三一四七一
- (8) 『真宗史料集成』二一四二二

『歎異抄』の「右斯聖教者…」の付文と禁書説について

- (9) 『末燈鈔』大谷大学図書館蔵蓮如書写本の卷末にこの記載がある。
- (10) 『親鸞全』四言行篇(1) 一一二三
- (11) 『真聖全』 一一九三(原漢文)
- (12) 小山正文「教行信証の諸本」(田代俊孝編『親鸞聖人と教行信証の世界』所収) 三七頁参照
- (13) 住田智見「『教行信証』拜読及び研究の沿革」(『真宗大系』三七卷二七二頁)
- (14) 『真宗大系』三七卷二七五頁
- (15) 『真宗大系』三七卷二七六頁
- (16) 『真宗大系』三七卷二七八頁